

集団的自衛権に「歓迎・支持」する米国



東シナ海・南シナ海における中国の挑発 米国の力を「拠り所」とした国への挑戦

中国の挑発が南シナ海で

継続して起こり、東シナ海でも今後予断を許さない状況になっている。5月7日にベトナムの巡視船がパラセル(西沙)諸島近海で中国の公船による衝突を受けた。折しも、フィリピン海上警察の巡視船が6日、スプラトリー(南沙)諸島のハーフムン沖で違法操業をしていた中国漁船を拿捕した直後である。

これら一連の出来事が、オバマ大統領の4月末のアジア歴訪の直後に起こったことは、中国のアメリカへの挑発とも受け取れる。アメリカ政府は7日「同海域付近で中国が石油掘削装置を配置することは、域内の安全保障にとり挑戦的で無益だ」と非難声明を出すとともに、8日にはベトナムを訪問中のラッセル國務次官補も中国の石油掘削作業を非難した。

中国は2010年3月に南シナ海を「核心的利益」であるとし、当該地域を台湾やチベットと同列に位置づけた。核心的利益の地域では交渉の余地はなく、領土問題や尖閣諸島を2013年頃か

し、昨年12月にケリー國務長官が訪越し巡視船の供与を含む1800万ドルの支援表明をした。

中国外交部は9日「南シナ海での紛争は米国がベトナムとフィリピンを勇気づけたからだ」と非難して、中国への両国の挑発は米国の力を「拠り所」としたものだとしている。その一方、中国はシリアのアサド政権やロシアのクリミア半島の強制併合に対して「軍事力行使をしない」と明言したオバマ大統領の宥和外交を注視している。

「核心的利益」に武力行使を辞さない中国
米国は領有権争いに特定の立場取らず

有権を保持するためには武力行使も辞さないとするのが中国の立場である。次に中国がチャレンジするのは尖閣諸島であろう。中国は尖閣諸島を2013年頃か

ら「核心的利益」と呼ぶようになり、一方、領有権争いは「国際法に基づく平和的解決を目指す。領有権争いにおける主権では特定の立場を取らない」「主権問題を平和的に、外交手段で、国際法にのっとって解決するよう力攻撃があった場合、両国が共同対処を定める。日米安保条約第5条の適応範囲にある」と明言した。しかし問題はあるとも考えられる。

集団的自衛権の行使を確保し 自助努力と「同盟の絆」の強化を

問題は、オバマ政権が将来、南シナ海および東シナ海でアメリカの同盟国が中国との不測の事態に陥った時に何ら軍事的行動をとらなかつた場合である。そうであるならば、中国は米軍の存在は「ペーパー・タイガー(張り子の虎)」と認識し、今後、現状変更行動にでることには間違いはない。

とすれば、日本にとり重要な自助努力をする一方、「同盟の絆」の強化である。そのため米軍が関与する「日米同盟」の確実な行使が不可欠となり、その「仕組み」としてのアメリカの集団的自衛権の行使の確保が必要となる。

この観点から集団的自衛権の行使容認は緊急な課題となっている。個別的自衛権や自衛隊法等の発動だけでは、公海上やグレーンシーなどで軍事的紛争が生じた場合に米軍の支援は確実

訪日したオバマ大統領は集団的自衛権の行使容認を「歓迎し、支持する」と表明した。大統領から力強い後押しを得た安倍晋三総理は、私的諮問機関である「安保法制懇」の最終報告書の提出を受け、集団的自衛権行使の閣議決定を行ったのち国会へはかる予定である。

そこから問題である。集団的自衛権行使容認をした後、いかに米軍を尖閣諸島防衛に巻き込むのか。その仕組みを作っておくのが重要となる。そのためには、新ガイドライン(日米防衛協力のための指針)の制定と日米安保改定までも睨んだ戦略が必要となるであろうし国民による憲法論議が欠かせない。

中国の挑発にどう応えるか